

遺伝子組換え食品に対する熊本県の取組み(食品衛生)

熊本県健康福祉部健康危機管理課

1 食品衛生法による遺伝子組換え食品に関する規制

(1) 遺伝子組換え食品(作物、添加物)の安全性審査制度

現在、8作物、7添加物が審査終了し、使用が認められています。

※現在、国内で栽培された遺伝子組換え作物の流通実績はありません。

(2) 遺伝子組換え作物及びその加工品の表示制度

遺伝子組換え作物及びその加工品を容器包装し販売する場合、表示すべき項目が定められています。

- ① 分別生産流通管理が行われた遺伝子組み換え作物である食品には、その旨、それを原材料とした加工品は、原材料の作物名と遺伝子組み換え作物である旨
- ② 分別生産流通管理が行われていない8作物の場合、分別されていない旨、それを原材料とした加工品は、原材料の作物名と分別されていない旨
- ③ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組み換え食品である場合、「遺伝子組換えでない」ことを表示することができる。

※8作物以外の作物で、「遺伝子組換えでない」と表示することは JAS 法で禁止されています。

2 熊本県の取組み

熊本県では、食品衛生に関する取組みについて、毎年「熊本県食品衛生監視指導計画」を策定しており、その中で適正表示指導の一環として、収去検査を実施しています。

(具体的な取組み)

(1) 監視指導

事業者立入りの際に、IP ハンドリング証明を確認。講習会においても証明書の保管を指導。

(2) 収去検査

毎年、大豆加工品 10 検体を収去、委託検査を実施。
過去12年間、違法な混入事例なし。